

= 計算例 = H28.3.31 定年退職の場合

A氏： 勤続38年, 退職時 教育職給料表(二)2級161号俸(404,100円)と想定

	級号俸及び 給料月額	調整額	採用 年月日	退職 年月日	在職 年数 (ア)	除算 年数 (イ)	勤続 年数 (ウ)	支給割合
新条例等 退職手当額	教(二) 2-161 420,264円	区 { 第7号 36月 分 { 第8号 24月 32,500×36=1,170,000 27,100×24=650,400 計 1,820,400円	S53.4.1	H28.3.31	38年	0年	38年	49.59
施行日前日額 (H19.3.31 まで の給料等)	教(三) 2-40 467,480円	—		H19.3.31 (仮定)	29年		29年	41.499

(注) 計算例にある, 給料月額とは「本俸+教職調整額+給料の調整額」のことをいいます。

(1) まず, **新条例等退職手当額の計算** をします。

$$\begin{array}{r} \text{給料月額} \\ 420,264\text{円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{支給割合} \\ 49.59 \end{array} + \begin{array}{r} \text{調整額} \\ 1,820,400\text{円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{新条例等退職手当額} \\ 22,661,291\text{円 (G)} \end{array}$$

(2) 次に, **施行日前日額の計算** をします。

$$\begin{array}{r} \text{給料月額} \\ 467,480\text{円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{支給割合} \\ 41.499 \end{array} = \begin{array}{r} \text{施行日前日額} \\ 19,399,952\text{円 (H)} \end{array}$$

(3) **新条例等退職手当額** と **施行日前日額** を比較します。

●**新条例等退職手当額(G) < 施行日前日額(H)**ならば、**施行日前日額が退職手当決定額**となります。

この場合の**退職手当決定額は 22,661,291円** となります。